



週刊 税のしるべ

第3622号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2024年

主な記事

- 経団連が7年度税制改正で提言……2面
- 優良な電子帳簿特例の届出書は3万8479件……2面
- 預貯金等照会のオンライン化が拡大……3面
- 公取委等が手形等のサイトで注意喚起……4面

衆院解散

選挙結果次第で税制改正日程にも影響

石破首相代表質問で税制に言及

石破首相は9日、衆院を解散し、各党は事実上、選挙戦に入った。衆院選(第50回)は15日公示、27日投票の日程で実施される。衆院解散に先立ち開催された7日の衆院代表質問の中で石破首相は、税制に関するいくつかの質問に答えた。

金融所得課税の強化は現時点で考えず

立憲民主党の吉田は、されておき、賃上げと消費税率の引込み議員からあった金融所得課税や法人税のあり方をたずねる質問とインボイス制度の廃止を求める意見に対して、石破首相は金融所得課税について「貯蓄から投資への流れを引き続き推進していくことが重要であり、現時点でその強化については具体的に検討することはない」とし、法人税は「与党税制調査会でかねてから検討

立憲民主党の吉田は、賃上げと消費税率の引込み議員からあった金融所得課税や法人税のあり方をたずねる質問とインボイス制度の廃止を求める意見に対して、石破首相は金融所得課税について「貯蓄から投資への流れを引き続き推進していくことが重要であり、現時点でその強化については具体的に検討することはない」とし、法人税は「与党税制調査会でかねてから検討

さまざまな課題に前向きに 加藤財務相が就任会見



加藤勝信財務相は2日、初閣議後の会見に臨み、自身が自民党税制調査会の小委員長などを務めた経験を活かして、さまざまな課題に前向きに取り組んでいきたいと述べた。

加藤勝信財務相は2日、「あるべき税制改革の方向性を問われた際には、党の税制調査会で議論されていくもの」と語り、具体的な7年度税制改正については、「党の税制調査会での議論を踏まえて、ご議論されるものと期待している」と述べた。

また7日、加藤財務相は各社別のインタビューで、令和7年度税制改正に関する質問にも応じた。加藤財務相は重ねて、「税制改正は党として議論されることなので、私が具体的な方向性を述べることは差し控えるが、石破政権の経済・財政運営の基本的な考え方を踏まえて、ご議論されるものと期待している」と述べた。

過去5回の衆院選の日程と与党税制改正大綱の決定日等

総選挙回次	解散年月日	総選挙期日	与党大綱決定日 (21年のみ当時の政府税調)	税制改正法の 成立日
第45回	平成21年 7月21日	平成21年 8月30日	平成21年 12月22日	平成22年 3月24日
第46回	平成24年 11月16日	平成24年 12月16日	平成25年 1月24日	平成25年 3月29日
第47回	平成26年 11月21日	平成26年 12月14日	平成26年 12月30日	平成27年 3月31日
第48回	平成29年 9月28日	平成29年 10月22日	平成29年 12月14日	平成30年 3月28日
第49回	令和3年 10月14日	令和3年 10月31日	令和3年 12月10日	令和4年 3月22日

度税制改正で廃止された年少扶養控除の復活

については「基礎控除等の引上げは何年も物価上昇や構造的賃上げが継続的に持続する局面においては検討課題になり得るものであるが、わが国経済は現時点ではデフレを脱却できるかの瀬戸際にある」と認識している。

など述べ、その実施を否定。年少扶養控除の復活についても「児童手当の抜本的拡充など主として歳出面で前例のない規模で子ども子育て政策の強化を図って、検討するところであり、検討課題とはしていない」とした。

なお、過去5回の衆院選は表のとおり8月から12月にかけて実施されている。これらのうち、今回と日程が似ているのは、前々回(第48回)と前回(第49回)の衆院選でそれぞれ10月22日投票、10月31日投票だった。

これらのときは、いざ選挙前後でも自民、公明の現在の与党が過半数を占めたため、税制改正プロセス(4面に「今週のとば」)等に変化はなると12月10日に与党税制

改正大綱が取りまとめられた。他方、印象的なのは、選挙前後で自民党を中心とする政権から民主を中心とする政権へと政権交代が起こり、税制改正プロセスにも大きな変化があった平成21年(第45回)の衆院選だ。このときは、選挙後にそれまでの与党の税制調査会と政府の税制調査会の機能が一元化され、政府の責任のもとで税制改正の議論を行うとの名目で、政治家で構成する税制調査会が新たに設置されるなどした(その後、再度の政権交代で元に戻る)。

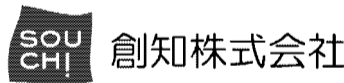
今回も選挙結果次第では、現行の税制改正プロセスに変化が生じる可能性がある。その場合、令和7年度税制改正大綱の決定時期等にも大きな影響を与えることになるかもしれない。

今の顧問報酬は適正額ですか？



顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。

1名様 220円/月 (5名様より)



www.souchi.jp

国税OB が面倒な国際税務を ワンストップで対応。

国税OB税理士10名(8事務所2法人)が組合形式で連携開始！
移転価格分析にも対応。「適正価格」で安心安全。

詳細・お問い合わせはこちらから→



11月1日から正式サービス開始！相談随時受付中！
(国際税務アライアンスは、岸本真税理士事務所が主宰する有限責任事業組合です。)

* 国際税務アライアンス

パーシャルスピンオフ税制は本則化を

経団連が7年度改正で提言

日本経済団体連合会(十倉雅和会長)は3日、令和7年度税制改正に関する提言を公表した。過去最高水準の設備投資、高水準の賃上げの継続など国内経済が歴史的な転換点を迎えており、今こそデジタルから完全に脱却し、「成長と分配の好循環」を実現することが重要だと指摘した上で、大きく、①企業の持続的な成長を支える税制、②サステイナブルな経済社会の実現に向けた税制、③企業のグローバルな活動を下支える税制の三つに分けて提言を行っている。

このうち①では、5会計基準委員会が9月年度税制改正で期限の定めがある租税特別措置として創設されたパーシャルスピンオフについて、対象事業を特定することなく、予見可能性のある安定的な制度となるよう法人税法本則での検討を進めるとともに、現行税制で税制適格性が認められない他の組織再編手法もあわせて検討すべきとした。

改正地方税法施行規則を公布

6年度改正関係、8年4月に施行

政府は4日、地方税法施行規則の一部を改正する省令を公布した。令和6年度税制改正では、資本金と資本剰余金の合計額が50億円超の法人等の100%子法人等のうち、資本

金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされた。ただ、中堅・中小企業によるグループ化を通じた成長に対する配慮措置として、特別事業再編計

画に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人(対象法人)および特別事業再編計画の認定を受けた事業者が計画の認定を受ける前5年以内

に買収した法人(5年以内株式等取得等法人)については、前記の内容にかかわらず、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税

の対象外とする特例措置が設けられた。改正省令では、外形標準課税の対象外となる「5年以内株式等取得等法人」に該当することを証する書類について定めている。改正省令は8年4月1日に施行する。

優良な電子帳簿の特例届出書が30%増

個人が3万件超、法人が8200件

国税庁はこのほど、いわゆる優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるとする旨の届出書となる「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」の提出件数を公表した。届出書の提出件数は、令和5年1月1日から6年6月末時点までの累計で、前年同月比30.3%増の3万8479件だった。その内訳は、個人が3万278件、法人が8201件とな

っている。電子帳簿保存法により、税法上保存が必要な帳簿・書類をパソコン等で作成した場合、一定の要件を満たせば、プリントアウトせずにデータのままで保存することができる。データで保存できる

	令和5年 6月末時点	令和6年 6月末時点
	個人	24,337件
法人	5,176件	8,201件
合計	29,513件	38,479件

優良な電子帳簿の特例に係る届出書の提出件数

帳簿・書類は、例えば、①会計ソフトで作成している仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳などの帳簿、②

会計ソフトで作成した損益計算書、貸借対照表などの決算関係書類、③パソコンで作成した見積書、請求書、納品書、領収書などを取引相手に紙で渡したときの書類の控えなどとなっている。

そして、一定の帳簿の履歴が残るなどの「優良な電子帳簿」の要件を満たして保存している場合には、前述の届出書をあらかじめ

提出することによって、その帳簿に関連する過少申告があっても、過少申告加算税の割合が原則10%から5%に軽減される制度が公表されている。

なお、国税庁では、9月18日に「優良な電子帳簿のススメ」と題したリーフレットを公表している。

設けられている。また、モビリティによる受益の拡大を踏まえ、自動車所有者以外の受益も考慮した課税のあり方の検討も求めている。6年度与党税制改正大綱では、自動車関係諸税の見直しについて検討を行う旨が記載されていた。

信頼いただける財協の税務関係図書

川瀬智広 編 ▼B5判・520頁・定価2310円(税込)

令和6年版 年末調整のしかた

特別付録「年末調整の質問290に答える」収録!!

令和6年分所得税の年調減税額(定額減税額)の確認・計算方法について解説

大蔵財務協会 編 ▼B5判・1780頁・定価6270円(税込)

令和6年版 法人税決算と申告の実務

ミスをしなないためのポイントとアドバイス

賃上げ促進税制の見直しなど令和6年度税制改正等に対応

森高厚胤 著 ▼B5判・450頁・定価3520円(税込)

令和6年版 函解 グループ通算税制

前版(令和4年8月刊)以降の改正内容を踏まえ更に内容を充実

大坪和敏 監修 ▼B5判・480頁・定価3520円(税込)

令和6年版 函解 会社法

会社法全体の骨格が理解できるように平易な表現で構成

橋本満男 著 ▼A5判・350頁・定価2860円(税込)

令和6年度版 Q&Aと事例で理解する 賃上げ促進税制の実務

令和6年度税制改正を踏まえ賃上げ促進税制を適用するための手引書

成松洋一 著 ▼A5判・770頁・定価5060円(税込)

十訂版 試験研究費の法人税務

試験研究費についてその定義から税務処理の取扱いまで体系的かつ詳細に解説

中村慈美・毛塚 衛 共著 ▼A5判・120頁・定価1650円(税込)

解散に伴う実務解説と留意事項

法人が解散をした場合の税務処理について、税務と法務の両面からわかりやすく解説

仲北 篤・柳川秀和 共編 ▼B5判・1290頁・定価4950円(税込)

令和6年版 相続税・贈与税の実務と申告

設例や各種申告書、明細書の記載例を充実させた実務と申告に便利な必読書

宮原弘之 著 ▼A5判・280頁・定価2420円(税込)

令和6年版 Q&A 民法と相続税の接点

知っておきたい民法と相続税の基礎知識を具体的な事例によるQ&A方式で解説

全国女性税理士連盟 編 ▼A5判・620頁・定価4620円(税込)

令和6年版 地方税Q&A

日本税理士会連合会推薦図書

地方税金額について、概要から事業・不動産・生活関連のものまでQ&A方式で幅広く網羅

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆

TEL:03-3829-4141代 FAX:03-3829-4001

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

大蔵財務協会 オンラインショップ

次のアドレスで: <https://www.zaikeyo.or.jp>

手形等のサイトで注意喚起

公取委等 60日以内に短縮を求める

公正取引委員会と中小企業庁は1日、手形等のサイト(手形、一括決済方式または電子記録債権における手形期間または決済期間)の短縮に関する注意喚起を行ったと発表した。下請代金支払遅延等防止法(下請法)に基づき定期調査において、サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っており、かつ、現金払への変更や手形等のサイトを60日以内に短縮する予定はないと回答した親事業者約600者に対し、令和6年11月1日以降に手形等により下請代金を支払う場合には、手形等のサイトを60日以内に短縮することを求めている。

事業者に対して、注意喚起を行った。注意喚起では、公取委と中小企業庁が、6年11月1日以降、サイトが60日を超える長期の手形等により下請代金を支払っているなどの下請法違反が疑われる情報に接した場合等には、後日、公取委または中企庁の職員が照会したり、実際に事業所に赴いて調査・確認したりする可能性があるほか、指導等の措置を採る場合があるとしている。

茂木会長が会長声明

会計士協会上場会社等監査人登録制度の対応で日本公認会計士協会「について」の会長声明を発表した。これは、2023年4月1日の改正公認会計士法の施行により、上場会社等監査人登録制度に係る対応

着眼大局

◀91▶

8月14日岸田文雄自民党総裁退任表明、後継総裁選は派閥解消で9人が立候補という異例の事態となった。立候補には20人以上の党国会議員の推薦が要件とされる。9人立候補で368人の議員の半分以上は投票先が決まり、当落を左右するのは残りの議員票と368票の党員票となった。9月27日の投票結果は、党員票を高市早苗・石破茂・小泉進次郎の3氏でほとんどを分け合ったが、過半数獲得者はなく、高市氏、石破氏2人の決選投票となり、石破氏215票、高市氏194票、僅少差で

自民、衆院選を乗り切れるか

石破氏(1957年生)が総裁と決まった。石破氏は総裁選に5回挑戦(2008年・12年・18年)党員票最多であったが決選投票で安倍晋三氏に敗れた。20年・24年、4回敗れた上での勝利であった。

石破氏は政策通、真面目で頑固な勉強家であり、防衛、農水、地方創生大臣、党政調会長、幹事長などの要職を務めた経歴を持つ。安全保障政策の党の第1人者で、日本への核兵器持ち込み可、アジア版NATO創設、憲法改正などを主張、農業政策にも詳しく、財政再建論者でもある。正論と信じていることを発言、派閥形成は不得手で、党内勢力基盤は弱いとされる。石破総理は組閣後の会見で、「全

計士法の施行により、「上場会社等監査人登録制度」が導入され、同協会で、上場会社の監査品質の一層の向上を求めるものとして法律による高い規律付けを行う制度枠組みを導入すべきとされた法改正の趣旨を実現するため、監査事務所に対する様々な指導と支援の対応を進めてきたもの。同協会がこのような対応を進める中で、法令において定められたみなし登録上場会社等監査人の登録申請の提出期限が9月30日で終了した。

同日時点で、上場会社等監査人登録審査会において登録の審査が完了し、上場会社等監査人名簿への登録を受け、4月1日の改正公認会計士法の施行により、上場会社等監査人登録制度の運用が開始されることとなる。野党は、解散前の予算案開催、能登水害補正予算編成を主張、早期解散と自民党の政治資金問題、非公認数が少な過ぎるとの批判を展開している。

今週のいざば

現在の税制改正プロセス(通常時)は、8月末までに各官庁が翌年度の税制改正要望を財務省や総務省に提出するところから始まる。その後、11月後半から自民党、公明党のそれぞれの税制調査会が議論を開始し、3週間ほどかけて検討を重ね、12月中旬ごろに与党税制改正大綱が決定。10日ほど後に政府として税制改正大綱を閣議決定する。そこから法案作成が始まり、2月上旬までに政府が

税制改正プロセス

税制改正法案を閣議決定し、国会に提出。3月末までに成立し、原則として4月1日に施行されるという流れとなっている。なお、参院で野党(当時)が過半数を占めていたときに提出された平成23年度税制改正法案は23年3月11日に発生した東日本大震災の影響も加わって、3月末までに成立しなかった。このため、3月末に期限の到来する租税特別措置の期限を暫定的に6月末まで延長する「つなぎ法案」を国会に提出・成立させて急場をしのいだ。

社会に貢献する
優良企業

カミ商事グループ

カミ商事株式会社

愛媛製紙株式会社

日本興運株式会社



BEMAC 株式会社

本社-〒891-8502 愛媛県伊予市野間100番地 TEL: 0898-25-8282
東京支社: TEL: 03-6555-5211 大阪支社: TEL: 06-6476-0511

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(〇八九六)代表二二一五四〇〇

取締役社長 井川 和寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(〇八九六)二四一三三三〇

取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(〇八九六)代表二四一三五〇

続 傍流の正論 税相を斬る

弁護士・税理士 品川 芳宣

14

税務調査は、納税者にとって、最も嫌なものである。不愉快な思いをした上で、お金(税金)を取られるのであるから、これ以上嫌なことはない。それは、納税者を代理して申告書を出した税理士にとっても同じだ。そのため、国と納税者(主として、反税団体)との間で、税務調査の違法性をめぐる争いが長く続いている。

その争いに決着をつけたのが、最高裁判所48年7月10日決定である。同決定は、質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、……権限ある税務職員が合理的な選択に委ねられている」と判示し、当時、「事前通知をしない、理由を示さない調査は違法である」等の主張を退けた。そして、それが判例となった。

ところが、平成23年の国税通則法の改正により、納税者の権利保護が重視され、右の判例は覆された。改正後の国税通則法74条の9では、税務署長が、納税者に対し、調査の場所、目的、税目、期間、対象物件、調査官の氏名等を事前通知することとされた。ただし、同法74条の10では、税務署長が、納税者の申告若しくは過去の調査結果の内容又は営む事業内容に関する情報その他国税庁等が保有する情報に鑑み、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前記の事前通知を要しないとしている。

このような規定とその後課税当局の調査対応に鑑み、事前通知のない無予告調査は滅多に行われていないようであるが、もし、無予告調査が行われた場合に、どのように対処するかが問題になる。納税者としては、即、顧問税理士に連絡し、顧問税理士の立会を求めるところが、税理士としてどのように対処するかが腕の見せ所となる。

過去、千葉地裁令和3年12月24日判決等に照らすと、税理士としては、平成23年の国税通則法改正の趣旨(納税者の権利保護)に照らし、調査官に対し、無予告調査の理由を質したり、その違法性を訴えたり、場合によっては、調査拒否に出ることも考えられる。

しかし、当該調査官にとっても、守秘義務があるから、税理士や納税者が納得できるような説明はできないであろう。そうすると、事の成り行きで調査拒否に及ぶことも考えられる。しかし、このような調査拒否は、納税者にとって思わぬ損失が生じることも考えなければならぬことがある。

すなわち、納税者が青色申告者であれば、調査拒否をすると、税務署長は「帳簿書類の備付け、記録又は保存が法令の定めるところに従って行われていない(確認できない)」(所得税法150条、法人税法127条)ということになり、青色申告の承認を取り消すことになる。その上で、税務署長は、反面調査等による推計課税によって課税処分を行うことになる。

また、消費税については、仕入れに係る消費税額の控除を受けるために帳簿及び請求書の保存が必要とされている(消費税法30条7項)ところ、税務調査を拒否すると、帳簿及び請求書の保存が確認できなかったということになり、右の税額控除が受けられなくなることになる(最高裁判平成16年12月16日判決等参照)。もし、仕入消費税額の控除が認められなくなると、相当多額の損失が生じることになる。

以上のように、無予告調査は、極めて例外的に行われることであり、それを受ける納税者や顧問税理士にとっても不意を打たれるだけに、担当調査官に対して調査理由を明かすよう厳しく抗議し、調査拒否に及ぶこともわからないわけではない。

しかし、調査拒否に及ぶと、前述のように、青色申告の承認が取り消され、消費税の仕入税額控除が受けられなくなるといふリスクを負うことになる。また、そのような調査拒否が税理士の主導の下に行われると、納税者と顧問税理士との間の信頼関係が崩壊し、場合によっては、顧問税理士に対する損害賠償請求事件に発展することにもなるから、留意が必要である(千葉地裁令和3年12月24日判決等参照)。

無予告調査と調査拒否

法人税調査の基礎知識

税理士 石本 力

2

第2回目は、法人税調査を担当する部署についてです。

下図のとおり、法人税調査を担当する部署は国税局と税務署にあり、基本的に法人の資本金に応じて、調査を担当する部署が分かれています。

資本金1億円以上の法人の法人税調査を、国税局調査部が担当し、資本金1億円未満の法人については、税務署の法人

法人税調査担当部署の所掌区分

区分	国税局	税務署
資本金1億円以上及び指定した法人	調査部	
資本金1億円未満	課税部 資料調査課	特別国税調査官 (法人担当)
	査察部	法人課税部門

1億円未満は署法人課税部門と局料調が実施

法人の資本金に応じて調査を分担

課税部門等及び国税局課税部資料調査課等が調査を行います。

それでは、部署ごとに、その概要を確認してみましょう。

税務署では、売上金額等の階級に応じて、規模の大きな法人を特別国税調査官(法人担当)が担当し、それ以外の法人を主に業種ごとに分類して、法人課税部門(調査担当)が担当しています。規模の大きい税務署では、特別調査部門や国際部門が設置されており、それぞれ重要な事案や海外取引事案を選定して、調査を実施しています。

国税局資料調査課等では、調査必要度が高く、多くの人員を必要とする事案や事業規模やエリアが広域化している事案を選定して、調査を行っています。部内では、料調と呼ばれ、任意調査における最後の砦と言われています。

一方、国税局査察部は、法人・個人を問わず、脱税等が想定される悪質な事案を担当し、強制調査を行っています。皆さんもご存じのマルサです。

国税局調査部では、資本金1億円以上の法人のほか、売上規模等が大きい法人

を個別に指定して、調査を行っています。

東京国税局は、調査第一部から第四部で構成されており、各部門(班)が業種ごとに担当しています。

その中で、東証一部上場企業などの超大規模法人については、調査第一部特別国税調査官(特官室)が担当し、およそ半年から1年かけて、調査を行っています。7グループ・32班体制となっており、約170名の調査担当者が在籍しています。特官室は、私が最も長く在籍した部署で、調査官から特別調査官まで、4階級の役職を経験しました。

また、調査第一部には、海外事案を専任で調査する部門等があり、移転価格調査などを実施しています。調査期間は、1年以上の長期に及ぶ場合もあります。

大阪・名古屋国税局を含めた都市3局は、おおむね同様の体制となっています。

ちなみに、国税組織は、財務省の下部組織として、国税庁・国税局(12)・税務署(524)という体系で組織されており、国税局と税務署の法人税調査を担当する部署は、管轄するエリアの特色に応じた体制となっています。

プチ・コール
PRO・smart

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。
12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!



プチコール PRO15 プチコール SMART24

電子申告済
'28.12.28

山本

サンビー株式会社

からだの芯体験

ふんだんに使った生薬が、身体の芯まで温める。

生薬の巡り湯

生薬はじめ有効成分が溶け出し湯へ広がる。温浴効果とともに、巡れ、全身へ。

気分を高めてくれる生薬とスパイシーローズウッドの香り。生薬配合により上質で贅沢なお風呂のひとつを楽しめます。保湿成分のホホバオイルが、お肌のめを整えてくれます。

自然のあらゆる恵みを紡ぎ人と社会を、あたためる。

松田医薬品株式会社

〒783-0052 高知県南国市左右山 229-1
TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

Kihara
Electric Appliance & Systems

木原興業株式会社

本社
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店
大阪市・今治市

裁決事例集

212

裁決のポイント

市街化調整区域内に所在する宅地について、財産評価基本通達20-2に定める「地積規模の大きな宅地」に準じて評価することはできないとした事例。平成29年の財基通一部改正により新設された「地積規模の大きな宅地の評価」の初めての公表事例となる。

審査請求人らが、相続により取得した土地について、財産評価基本通達の定めに従い算定した価額により相続税の申告をした後に、当該土地は、「地積規模の大きな宅地」に準じて評価額が減額される土地に当たるとして、相続税の更正の請求をしたところ、原処分庁が、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたのに対し、請求人らは、その全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、市街化調整区域のうち都市計画法第34条第12号の規定に基づき開発行為の対象となる宅地は、仮に宅地分譲に係る開発行為が可能なら区域に所在していたとしても「地積規模の大きな宅地」に準じて評価することはできないとし、請求を棄却した(公表裁決、令和6年3月6日付)。

関係法令

都市計画法第34条は、市街化調整区域に係る開発行為については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が同法第34条の次の各号いずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない旨規定している。

①第10号 地区計画又は集落地区計画の区域内において、計画に定められた内

編集部編

市街化調整区域で都計法34条12号区域の宅地は「地積規模の大きな宅地」評価が不可

容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為。

②第11号 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね50以上の建築物が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県等の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県等の条例で定めるものに該当しないもの。

③第12号 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県等の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの。

事案の概要

被相続人は、令和2年8月〇日に死亡し、その相続が開始した。被相続人の共同相続人は、配偶者請求人である長女、次女、次女の配偶者で被相続人の養子の4名である。

被相続人は、相続の開始時において各土地を所有していた。請求人らは、各土地を取得。各土地は、いずれも市街化調整区域内に所在している。

請求人らは、本件相続に係る相続税について共同で原処分庁に法定申告期限までに申告した。その後、請求人らは、本件相続税について、各土地が市街化調整区域から除くとする都市計画法第34条第10号又は同条第11号に定める地域に所在しないが、同条第12号に基づき、宅地分譲に係る開発行為が可能な土地であることから、財産評価基本通達20-2(本件通達)に定める「地積規模の大きな宅地」の適用要件を満たす土地に準ずる土地として評価すべきであるとし、原処分庁に更正の請求をした。

しかし、原処分庁は、請求人らに更正をすべき理由がない旨の各通知処分をしたのに対し、請求人らは、各通知処分不服があるとして、それぞれ審査請求をした。争点は、本件各土地は、「地積規模の大きな宅地」に準じて評価することができるか否か。

請求人の主張

相続により取得した各土地は、市街化調整区域のうち都市計画法第34条第12号の規定に基づき宅地分譲に係る開発行為を行うことができる区域(12号区域)に所在しており、宅地の分割分譲が可能であつて、分割分譲に伴う減価が発生する土地であるため、「地積規模の大きな宅地」に準じて評価することができる。

審判所の判断

本件通達に定める「地積規模の大きな宅地」は、「戸建住宅用地としての分割分譲が法的に可能であり、かつ、戸建住宅用地として利用されるのが標準的である地域に所在する宅地」の範囲をもって定められている。しかし、都市計画法第34条第12号に相当する開発行為としては、分家に伴う住宅、収用対象事業の施行による移転等による建築物、社寺仏閣、研究施設等の建築物の用に供するものが予定されているのであるから、同号の規定に基づき開発行為の対象となる宅地は、仮に宅地分譲に係る開発行為が可能なら区域に所在していたとしても、本件通達が適用対象とする当該範囲に含むべきものではないとしたものと解するのが相当である。

したがって、当該範囲に含まれるとする市街化調整区域のうち都市計画法第34条第10号及び第11号の各規定に基づき宅地分譲に係る開発行為を行うことができるとする12号区域に所在する宅地と本件通達上異なる取扱いを定めていることは合理的なものであつて、各土地を「地積規模の大きな宅地」に準じて評価することはできない。

注目の二冊

年末調整のしかた

(令和6年版)

川瀬 智広 編

令和6年分所得税について、定額による所得税の特別控除が実施されている。年末調整の際には、年末調整時点の定額減税の額を算出し、年間の所得税額の計算を行うが、定額減税手続きを漏れなく正確にするため、本書の解説、様式記載例、Q&A等を参考にして、早めの備えをすることをすすめたい。

本書では冒頭、令和6年分の年末調整における留意事項等として、令和6年分所得税の定額減税の実施、「給与所得者の保険料控除申告書」の記載事項の簡素化などを解説。

各種控除額の確認では、社会保険料控除額の集計と確認、小規模企業共済等掛金控除額の確認、生命保険料控除額の確認などのほか、年調減税額(定額減税額)の確認も解説している。

付録には、電子計算機等による年末調整、賞与に対する税額の計算方法などのほか、国外居住親族に係る扶養控除等の適用、源泉控除対象配偶者及び同一生計配偶者について、源泉徴収事務に必要な主な用語の解説、年末調整の質問290に答える、などを備える。

B5判、524ページ。定価2310円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-38829-141、FAX03-38829-4001)。



MY WILL
SUSTAINABLE & TECHNOLOGY

地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へライフスタイル提案商社

TOYOSHIMA
豊島株式会社
www.toyoshima.co.jp

Best New Machine

最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO

本社：名古屋市中千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

急ぎで資金を調達したい...

かるガル
ファクタリング

セイノーグループだからできる
輸送コースもご用意!

カンガルー便
で運んだ商品の売掛金なら手数料が

2%~4%

西濃運輸
SEINO

ふるさと納税

ユニークな用途を探る

編集部編 2

PART3



ふるさと納税の用途は、多くの自治体において、まちづくり、地域・産業振興、教育・子育て支援、環境の保全など、複数が提案されている。しかし、用途を一つに限定している自治体がある。京都府の宇治田原町で、ふるさと納税の寄附金を全額、「子どもたちのため」に活用している。

子どもたちのために実施している事業は、「未来挑戦隊チャレンジ育成PROJECT」、通称ミラチャレ。子どもたちの夢を全力で応援することをコンセプトに、特色のある様々な取組みを令和2年から実施している。これまでに約50の取組みが行われ、5年度は約20の取組みが実施された。

主な取組みとしては、中学校でのプログラミング授業、小中学生全員のタブレットにAIドリルを導入、保育所にサーキット運動を導入、子どもたちが「ヒーロー」に変身などがある。

中学校でのプログラミング授業は、未来のIT世界を視野に入れ、実社会にリンクするプログラミングの授業で基礎知識を学び、さらにどのように活用すれば社会課題の解決につながるかなどを考えることを通して、近未来に対応できるクリエイティブ人材、

寄附金全額を「子ども」に活用

特色のある約50の取組みを実施

未来指向型のイノベティブ人材の育成を目指すとしている。また、町内の企業と連携した商品開発授業も行っており、企業全面バックアップのもと生徒たちのアイデアが商品になっている。

タブレットへのAIドリルの導入では、生徒それぞれの理解度や進度に応じた学習と、学習状況を先生が把握することで、きめ細やかな指導ができるとしている。

保育所でのサーキット運動の導入は、楽しみながらの運動能力アップや自発的に挑戦する意欲的な心の育成を目的としている。目に見える効果も表れており、2年度には、小学1年生で成功率2割といわれる逆上がりや、導入から半年で、年長児全員が修得したとしている。

ヒーローに変身では、子どもたちが将来の夢であるヒーローに変身した姿を写真撮影し、オリジナルのヒーローポスターを作成する。子どもたちの夢実現への意欲を高めるとしている。これまでに、探検家、恐竜博士、お姫様、メダリスト、大工、シェフなど数多くのヒーローが誕生している。

そのほかには、保育所に知育玩具の導入、民間教育機関と連携した家庭学習支援、小中学校の教員向けの研修、寺子屋学び塾としてかけこ教室、漢字検定や英語検定の教室などがある。

宇治田原町では、様々な角度からの取組みを行うことで、幅広い分野への挑戦を後押し、大人になったときに、同町や大人の関わりがあって成長した自分があると思ってもらえるような取組みになることを目指している。

税の書物を



14

青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣

9月末に72冊目となる単著が発売された。「教養としての税と法」シリーズの第3弾である。

第1弾(「教養としての「税法入門」」)は、2017年に刊行。出版社からの当初の依頼は、民法のビジネス書だった。大学に在任して間もない時で、弁護士のころのように専門ではない科目に手を出すのは難しくなった。そこで、「税法であればよいのですが……」と返すと、「税法?面白そうですね」となった。こちらの「税法入門」はビジネス書で改訂はされていないが、発売から

教養としての「税金」

木山泰嗣 著

日本実業出版社

「百科事典」のように税金をフラットに網羅

7年経過した最近も増刷があり、広く読まれているようである。2018年に第2弾「教養としての「所得税法」入門」を刊行。「分かりやすい「所得税法」の授業」(光文社新書、2014年)を、より深く詳細にしたものになる。この2冊で、しばらくお休みとなる(第3弾の予定は、特に決めていない)。「入門」との誤認を避け、タイトルから「入門」はとられた。他の著者の方が同じシリーズとして「労働法」「会社法」「行政法」などを書かれた。さらには「金利」「半導体」など法学以外の分野にもシリーズが広がり、注目を浴び始める。シリーズのつもりですらなかった「税法入門」が起点となり、結果的には、多くの著者による大シリーズと化した。スターターとして、何か

できなかった。ところが、その間に、他の著者の方が同じシリーズとして「労働法」「会社法」「行政法」などを書かれた。さらには「金利」「半導体」など法学以外の分野にもシリーズが広がり、注目を浴び始める。シリーズのつもりですらなかった「税法入門」が起点となり、結果的には、多くの著者による大シリーズと化した。スターターとして、何かできることはないかと考えてみた。すると突然、「税金」という二文字が降ってきた。去年の7月である。新発売になる本の打ち合わせを担当編集者としていたときに、「次は、教養としての税金入門でどうですかね」と、ひらめきを伝えた。「それ、よさそうですね」となり……(「税法入門」との誤認を避け、タイトルから「入門」はとられた)。ひらめき時に、ビジネス書として意味があると考えたのは、2つあった。1つは、「税金」の方が「税法」よりも、読者が一般に苦手とする法律色を弱められること。もう1つは、昔流行った「百科事典」のように税金をフラットに網羅する本は意外と少ないのではないかと、読者目線での発想であった。しかし、書き手としては、これまでで中心的に取り組んできた所得税、法人税、相続税などのメジャーな国税の色を消すことが必要になる。逆に、普段あまり深く考える機会のないマイナーな地方税にも目を配る必要がある。これは学べると思った。そして、各税金の歴史や過去の税収ランキングも調べてまとめたら、資料価値も高くなるのではと考えた。しかし、言うは易しである。本書の執筆を開始したのは、手帳によると、今年の1月5日である。ほぼ毎日リサーチと執筆に時間をあて、3月中旬まで執筆を続けた。わたしの本の執筆時間は、普段は1冊につき3週間程度。まず1か月以内には、着手した原稿を書き終えるのが通例だ。その3倍近くをかけた。夏休みのガラチェックでは、リタビリティも入念にみた。さらりと書いた本にみえたら成功だろう。

3x3 grid with numbers and letters A, B, C.

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 10月21日(月)

前回の答え 4万3千人



太線で区切られた3x3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4事務年度において贈与税の実地調査を行った件数になります。

答え = [A] , [B] 0 [C] 件

予想難易度 : 6

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913



道 BEER 後

One gulp of beer taken just after a bath is the time when you feel most refreshed.

水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23

tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

